

令和6年度給与改定（第6回）団体交渉

① 日 時 令和7年2月6日（木）17時56分～18時1分

② 場 所 東京区政会館20階202会議室

③ 出席者

（当 局）寺田副区長会会長（新宿）、川野副区長会副会長（大田）、
佐藤副区長会副会長（文京）、田中副区長（中央）、
野村副区長（台東）、弓場副区長（江戸川）、
入澤副管理者、小林人事企画部長、林調査課長、新井勤労課長

（特区連）石澤執行委員長、中條副執行委員長、木全副執行委員長、籠谷書記長、
八田企画調査担当部長、西嶋賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、
双川教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の取扱いについては、昨年11月の団体交渉において、国における給与法の改正次第、最終的な検討結果を皆さんに提示すると最終回答いたしました。本日は、この検討結果を申し上げます。

昨年、人事院は、職員の給与に関する報告において、人事運用の変化に伴い、定年前再任用短時間勤務職員等について、給与面でも更に支援する必要があるとしました。これを受け、国は、給与法を改正し、本年4月から定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当を支給することといたしました。

また、特別区においても、人事委員会が、今年の勧告に伴う職員の給与に関する報告の中で、国における給与制度のアップデートを踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験の活用に資する取組の検討を進めていく必要があると言及しております。

私どもは、これらの状況を踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験を活用し、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、国と同様、本年4月1日以降に支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することといたします。

詳細は、「定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについて（案）」のとおりです。

このほか、高年齢層職員の給与処遇に係る特別区が取り得る対応については、引き続き、国や人事委員会の動向等を注視してまいります。

次に、経験者採用試験・選考に係る受験資格の改正について申し上げます。

令和7年度から、採用予定日を受験年度の11月1日とする福祉職を対象とした春の経験者採用試験・選考を、追加で実施することとしておりますが、現行の経験者採用試験・選考に係る受験資格においては、年度途中の採用に対応することが困難であることを確認いたしました。

そのため、経験者採用制度における年度途中の採用に対応するとともに、早期に春試験の募集を開始し、周知期間を十分に確保するため、受験資格を改正することいたします。

具体的には、経験者採用試験・選考及び児童相談所等での経験を求める採用試験・選考に係る受験資格について、春試験の対象となる福祉職のほか、全ての対象職種に係る業務従事歴算定の基準日を、それぞれの採用試験公告又は採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日といたします。

詳細は、「経験者採用試験・選考に係る受験資格の改正について（案）」のとおりです。

私からは以上です。

〈特区連〉

皆さん方から「経験者採用試験・選考に係る受験資格の改正について（案）」が示されましたが、年度途中に2級職に採用された職員は、現行制度上、係長職昇任能力実証に合格した場合でも、翌年度の4月1日に昇任することはできず、任用待機期間が発生することとなります。

このような年度途中採用者の不利益な取扱いについて、区長会の見解を伺います。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました、年度途中採用者に係る任用資格の取扱いについて申し上げます。

年度途中に2級職以上に採用された者については、任用資格における在職期間の計算方法が、昇任選考等に係る受験資格の計算方法と異なるため、制度値での昇任時に、任用資格基準を満たすまでの間、任用待機となります。

私どもといたしましては、内部職員との均衡等の観点を含め、慎重に検討すべき課題であると認識しております。

〈特区連〉

ただいま、皆さん方の見解を伺いました。

現行の年度途中採用者の不利益な取扱いは、早期に解消すべきであります。

私どもは、今回の経験者採用試験・選考に係る受験資格の改正と併せ、年度途中採用者に係る任用資格を改善するよう、強く求めます。

なお、経験者採用試験・選考に係る受験資格の改正については、今後、誠意をもって協議してまいります。

最後に、皆さん方から提案された、定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについては、これを受け入れることとします。

〈当局〉

定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

私どもといたしましては、経験者採用試験・選考に係る受験資格の改正について、来月14日に予定されている、人事委員会による春試験に係る告示までに結論が得られるよう、皆さんと丁寧に協議してまいります。

また、皆さんの強い要求を踏まえ、年度途中採用者の任用資格の取扱いについては、今後、慎重に検討を進めてまいります。